

室 報



石垣やいま村の古民家

◀目次▶

八重山諸島の「重層的な境界性」における 多文化共生の歴史的背景に関する調査報告…	2
松原市立第三中学校区の国際 セーフスクールの取り組み	6

書評『アジアの障害者のアクセシビリティ法制 —バリアフリー化の現状と課題—』	9
新研究員紹介	10
2019年度 人権問題研究室 公開講座、 編集後記	12

八重山諸島の「重層的な境界性」における 多文化共生の歴史的背景に関する調査報告

宮本 要太郎

・はじめに

2019年2月28日(木)より3月2日(土)にかけて、八重山諸島の「重層的な境界性」における多文化共生の歴史的背景に関する調査のため、石垣島を訪れた。1日目は八重山博物館と石垣市立図書館を、2日目は白保村集落、石垣やいま村、唐人墓、八重山平和祈念館を、3日目は南嶋民俗資料館を、それぞれ主たる対象として実地調査を行なった。

人種・民族問題研究班では、以前から「多文化共生社会に向けた教育に関する研究」を継続的に実施してきたが、2018年度からは、それを展開させて、「多文化共生社会実現のための諸課題に関する総合的研究」と題するプロジェクトに取り組んでいる。その一環として、2018年3月には、多文化共生と取り組む団体の調査を浜松市で実施し、その概要については、「室報」61号において「多文化共生の取り組みの最前線」と題して報告した。

さて、日本における在留外国人の数は、100万人程度だった1990年頃から急増し、2005年には200万人に達した。リーマンショックに端を発する経済不況の影響で、2009年から2012年にかけてやや減少したものの、2013年から再び増加に転じ、2018年末段階では273万人を越え、過去最多となった(うち外国人労働者は約146万人)。今年4月1日には、外国人労働者の受け入れ拡大を主たる目的として、改正出入国管理法が施行され、在留外国人数はさらに増加する見込みである(もっとも、安倍晋三首相は「移民政策はとらない」とする姿勢を崩していない)。

在留外国人の増加に伴い、「多文化共生」が喫緊の課題として注目されるようになった。2006年に総務省から発表された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」の中では、多文化共生は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうと

しながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されている。ただし、ここで「多文化共生」を「推進」する主体として想定されているのは、主として地方自治体であり、また、それを支えるものとして、民間団体・国・企業などが一定の役割を果たし、各主体が連携・協働して多文化共生の推進に取り組むことが期待されている。

・なぜ石垣島(八重山諸島)なのか?

多文化共生に積極的に取り組んでいる地方自治体としては、上に挙げた浜松市のほか、群馬県、愛知県、神奈川県など、外国人労働者の多い自治体が目につく。それに対して、石垣島を中心とした八重山諸島は、とくに外国人労働者が多いというわけではない。沖縄県全体では、2018年10月末現在8,138人で、うち八重山諸島は279人である(沖縄労働局)。沖縄県における外国人労働者はこの5年間で約3倍に急増しているが、とりわけ八重山諸島で突出しているわけでもないし、また、八重山諸島における外国人労働者の数の対住民比はおよそ0.5%で、この数字は全国平均(1.1%)すら下回っている。ではなぜ、今回、調査地として石垣島を選んだのか?

石垣島(八重山諸島)に関心を抱いたのは、多文化共生に関する資料を収集している際、偶然目に留まった原知章の一連の論文「八重山諸島から見た日本/沖縄(1)-(5)」がきっかけであった。2002年から翌年にかけて、『人権21』(岡山人権研究センター)に発表されたこれらの論文は、直接「多文化共生」を論じたものではない。しかし、『『境界の島々』の歴史』と副題を付されたこの論考は、「多文化共生」を多元的・複眼的に論じる視点の必要性を痛感させるものであった。

論文の中でとりわけ示唆的だったのは、原が提唱する「重層的な境界性」という概念である。

琉球列島の最西南端に位置する八重山諸島は、石垣島を中心とする大小31の島々で構成されている（うち有人島は12）。現在は沖縄県の一部であるが、歴史的・文化的に見れば沖縄島とは明らかに異なる文化圏に属していた。しかし、16世紀初頭に、勢力を拡大してきた琉球王国の統治下に置かれ、次いで1609年に発生した島津侵入事件が契機となって苛酷な人頭税^{じんとう}を課され、さらに1870年代には、明治政府の「琉球処分」によって、沖縄県に組み込まれる。つまり、「琉球王府、薩摩藩、明治政府による支配を被る過程で重層的な境界性という八重山の地域的特性は段階的に形成されてきた」（原2003、47頁）のであって、言い換えれば、八重山は、「日本であって日本でない」沖縄の中の「沖縄であって沖縄でない」境界的な地域なのである（さらにその中に「八重山であって八重山でない」地域を含む）。

かかる視点が示唆しているのは、「重層的な境界性」という八重山の地域的特性が、16世紀以降の歴史的過程のなかで、支配や統治の主体との関係性と共に形成されてきたものであったということである。このことは八重山に限定されるものではない。原が指摘するように、「近代性の拡大・深化や国民国家の形成の過程は、地域間に、人間集団間に、あるいは文化間に明確な境界線が引かれ、『自己＝われわれ』と『他者＝彼ら』が排他的な存在として析出されていった過程を伴っており、その過程は自己や他者の管理・支配・統治と相即不離の関係にあった」（原2002a、35頁）のであり、このような不均衡な関係性は、現在でもいたるところに見出されるものなのである。そのことを強く意識することなしには、「対等な関係を築こう」とする努力は容易に「他者の管理」の前に屈するであろうし、「見えざる同化の圧力」と化していても不思議ではない。

・調査地から

それでは実際に石垣島を訪れて何が見えてきたのか。紙幅の都合上、調査地のいくつかについて個別に触れてみたい。

(1) 石垣市立八重山博物館

まず、到着した日は、宿にチェックインして

からすぐに八重山博物館を訪れた。1972年、すなわち沖縄本土「復帰」の年に開館したこの博物館では、八重山諸島の考古・歴史資料、美術工芸品、民具、農耕具、漁具などが多数展示されており、人頭税時代の資料も豊富で、八重山の歴史文化について学ぶことができる。合わせて、八重山を中心とした琉球の歴史も紹介されており、そこには、八重山の文化が、琉球文化の影響を強く受けながらも、独自の文化として維持されてきたことが伺える。

ここでとりわけ興味深かったのは、一連の「異国人の図」である。八重山は琉球王国の南西端に位置するため、進貢船や日本船がしばしば立ち寄った。さらに近世初頭からは南蛮船も加わり、かくてさまざまな「異国人」が八重山に滞在したのであり、彼らの様子を描写した「異国人の図」は、当時の「多文化共生」をうかがわせるものである。ただし、キリシタン禁制はこのような離島にも及んでおり、キリシタンに接したとして処罰された島民もいた。かかる状況のなか、1772年には琉球王府の命によって通詞（通訳）が置かれ、異国船の乗組員らに対応したが、その際、とりわけ宗主国である中国の人々および朝鮮の人々に対しては、琉球と日本（薩摩）の関係を隠すよう細心の注意が払われた。



(1)石垣市立八重山博物館

(2) 唐人墓

2日目は、1771年に発生した八重山地震に伴う大津波（高さ85.4メートルは「日本」最大とされている）で壊滅的な被害を受けた白保村集落や、古民家や民俗を復元した石垣やいま村など、島内の各施設を回った。市の中心部に戻ってくる際に立ち寄ったのが唐人墓である。記録によると、1852年3月、アメリカのロバート・バウン号が、中国の厦門^{アモイ}からアメリカのサンフラン

クーリー
シスコへ400余人の中国人苦力を運んでいた。出航後まもなく、過酷な扱いから奴隷にされたことを知った労働者たちが暴動を起こし、船長らを殺害した。その後、船は進路を台湾に向けたが、石垣島沖で座礁し、島に上陸した中国人苦力380名は、事情を知らない島民たちによって収容された。その後、事件の報告を受けたイギリス船2隻が200人以上の兵士を乗せて来航し、苦力の一部を射殺・捕縛した。捕縛を逃れた中国人は翌年中国に送還されたが、その数は172名であったという。現場付近には、近年まで犠牲となった者たちの墓が点在していたが、1971年（本土復帰の1年前）になって、犠牲者の慰霊のため、墓が建立された（西里1986）。



(2)唐人墓

(3) 八重山平和祈念館

ここでは「戦争マラリア」の歴史を学んだ。「戦争マラリア」とは、太平洋戦争末期に、米軍の上陸が予想されたことから、八重山諸島の住民がマラリアの無病地帯から有病地帯へ強制的に疎開させられ、そのために当時の人口の実に53%にあたる1万7千人近くが罹患し、そのうち3647人が死亡した出来事を指す。ほぼ全土が戦場となって多くの犠牲者を出した沖縄本島と違って、八重山では米軍の上陸攻撃がなかった。もっとも、日本軍は八重山にも飛行場を設



(3)八重山平和祈念館

けており、1945年1月以降、石垣島を中心に頻繁に空襲を受け、多数の犠牲者も出ている。しかし、それ以上に、人口の2割以上がマラリアの犠牲となった八重山においては、「戦争マラリア」こそが戦争体験であった。ただしこの事実は、「悲惨な沖縄戦」の陰に隠れてしまいがちである。

(4) 南嶋民俗資料館

最終日の午前中、島のかつての有力者の住居を利用して建てられた私設資料館を訪ねた。驚いたことに、開館してはいるのだが無人。古い民家なので奥にも声をかけたが反応なし。それでもせっかく来たのだからと、見学させていただいた。ここにも八重山の考古学資料、民俗資料が多数展示されているのだが、八重山博物館と違って、資料の整理があまりなされていない。そのうち、館長の崎原毅氏が帰ってこられた。来館者が少なく、1日に2、3人ということも珍しくない。今もちょっと用足しに出かけていたとのこと。しかし、それぞれの資料にまつわるエピソードを多数聞かせていただき、民間で受け継がれる伝承と「歴史」との温度差が感じられて、帰りの飛行機の時間のために聞き取りを打ち切らざるをえなかったのが残念であった。



(4)南嶋民俗資料館の中庭

・おわりに

2日目の夜は、宿近くのライブ居酒屋「うりずん」で三線ライブを楽しんだ。ライブの後半になると腰を上げて踊り出す人が続出し、最後は全員でモーヤー（沖縄本島ではカチャーシーと呼ぶ）を踊って大いに盛り上がった。島外からの客が多数を占めるが、地元の家族連れも少なくない。ここでは地元住民と観光客との間の垣根がもっとも低いような気がした。モーヤー

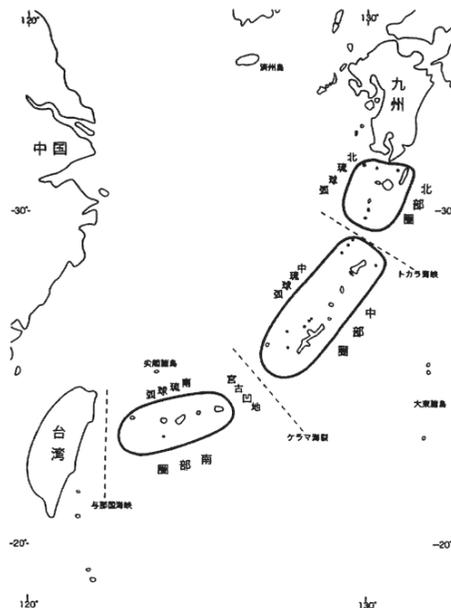
の踊り方を教えてくれた居酒屋の若い店員さん（二十歳くらいの女性）に、踊りが上手ですねといったら、本人は大阪の高槻出身で、昨年石垣に来て、そのまま住み着いたらしい。そういう若い人が増えているという。

八重山諸島では観光客が急増している。2011年に66万人だった観光客が、去年は138万人となった（そのうち34万人が海外から）。ところが、島の若い人たちは次々に島を出て行って高齢化・過疎化が進んでいる（合計特殊出生率は2.36と、沖縄県の中で最大値であるにもかかわらず）。その分深刻な人手不足となり、沖縄本島や本土からの労働者を積極的に受け入れようとしている（どこかの国の縮図である）。先に見たとおり、八重山の文化は、古来の文化の上に、沖縄（ウチナンチュ）や日本（ヤマトンチュ）の文化が上書きされてきた側面を持つ。その意味では「（強いられた）多文化共生」といえよう。堅調とみられる観光業を中心とした産業構造から見て、今後、八重山諸島に移り住む人々は少なくないと見積もられている。ただし、新参者たちが増えることで八重山諸島の「多文化共生」が促進されるのかどうか、どのような問題が生じているのか、さらに調査の必要性を感じた。

【参考文献】

- 今林直樹 (2015) 「八重山諸島の歴史と文化——石垣島と竹富島を中心に」『沖縄研究ノート』24号。
- 関礼子、高木恒一編 (2018) 『多層性とダイナミズム——沖縄・石垣島の社会学』東信堂。
- 西里喜行 (1986) 「苦力貿易とロバート・バウン号事件——福建師範大学におけるシンポジウムへの基調報告」『琉球大学教育学部紀要 第一部』29号。
- 原知章 (2002a) 「八重山諸島から見た日本／沖縄 (1)」『人権 21』159号。
- 原知章 (2002b) 「八重山諸島から見た日本／沖縄 (2)」『人権 21』160号。
- 原知章 (2002c) 「八重山諸島から見た日本／沖縄 (3)」『人権 21』161号。
- 原知章 (2002d) 「八重山諸島から見た日本／沖縄 (4)」『人権 21』162号。
- 原知章 (2003) 「八重山諸島から見た日本／沖縄 (5)」『人権 21』165号。
- 原知章 (2018) 「『多文化共生』を内破する実践——東京都新宿区・大久保地区の『共住懇』の事例より」『文化人類学』74巻1号。
- 山里純一 (2012) 『古代の琉球弧と東アジア』吉川弘文館。

(文学部教授)



「琉球弧の三大文化圏」

(小田静夫「琉球弧の考古学—南西諸島におけるヒト・モノの交流史—」青柳洋治先生退職記念論文編集委員会編『地域の多様性と考古学—東南アジアとその周辺—』雄山閣、2007年、より引用)

松原市立第三中学校区のインターナショナルセーフスクールの取り組み

若槻健

大阪府の松原第三中学校区は、2小1中からなり、長く地域も含んだ校区全体で連携した教育活動に取り組み、「感じ・考え・行動する力を育てる」人権教育の推進で広く知られている。その第三中学校区では、2015年5月にインターナショナルセーフスクール（以下、ISS）国際認証取得への取り組みを開始し、2018年1月にISSとして認証された。

ISSは、「セーフコミュニティ」という安全なまちづくり活動の一環としてスウェーデンで始まった活動で、外傷を予防するという視点から安全な学校環境づくりを推進し、定められた8つの指標を満たせばISSとして認証されるものである。日本セーフコミュニティ推進機構のホームページによると、日本では、現在保育所から高等学校まで合わせて18の校園がISSの認証を受け、14校が認証の準備を進めている（複数の校園で一体的に認証を受けている場合もある）。

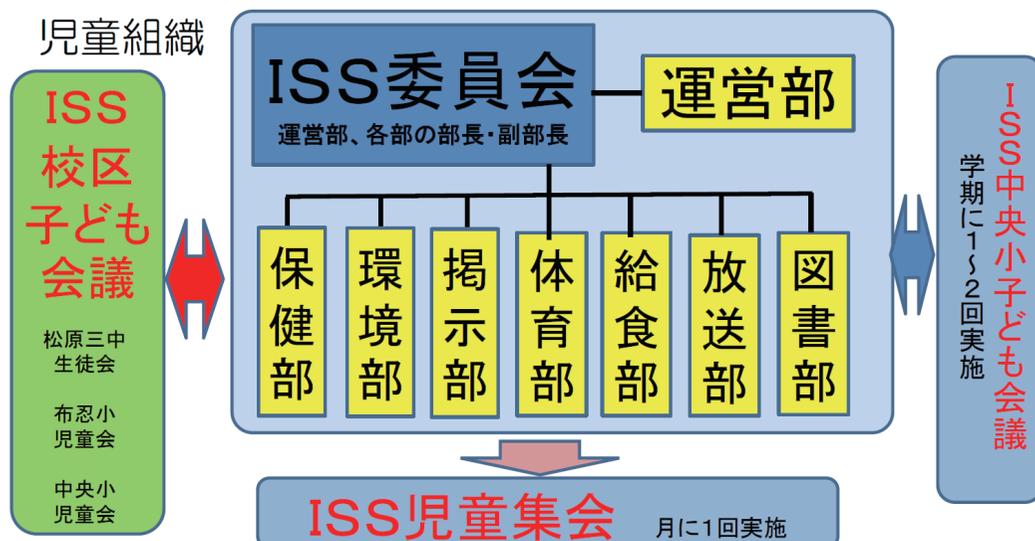
第三中学校区のISS認証は、市内の公立学校に対し首長部局からのアプローチがあり、第三中学校区に白羽の矢が立てられた。認証は3校別々

に行われるが、3校は、市教育委員会の支援を受けながら、教員間で連携を取り、研究実践を進め安心・安全の学校づくりに取り組み2018年1月に認証をうけた。現在は2回目の認証評価にむけ、活動を継続しているところである。

取り組みは、ISSを推進する日本セーフコミュニティ推進機構からレクチャーを受けることから始まった。講義は教員だけでなく市教委職員や地域住民も受講し、ISSとはどのようなものなのかを理解し、8つの指標を学校でどう具体化していくのか議論していった。以下、3校の中から授業研究等がかかわりの深い中央小学校を例に、取り組みを紹介したい。

1) 子どもたちの活動

ISSは、教師や地域住民を中心とした大人の活動であるとともに、何よりも子どもたちの主体的な活動が成功のカギとなる。中央小学校では、8つの部会活動から児童会組織を形成している。各部会で、学校での安全・安心について考え、考えたことをもとに、各部会の代表者が



ISS委員会に出席し、自分たちの部会でなにができるかを話しあう。また、ISS委員会からの提案を受け、学期に1・2回、4・5・6年生の児童全員が集まってISS子ども会議を行った。学校全体への発信の場として、ISS児童集会在月に一回設けられている。また、校区の学校との連携を図るために、運営部が中心となって、ISS校区子ども会議も行なっている。

たとえば、環境部では、「花いっぱい運動」と称し、学校にたくさんの花を植えたり、放送部では、学校での安全な過ごし方について、自ら考え、放送するなど活動を行った。安心・安全の視点から自分たちの部会活動を見つめなおし、具体的な行動に移していったのである。

2) 人権教育に即したプログラムの理解

ISSには、8つの指標と先行事例があり、そのモデルを忠実に再現することをめざす方向性もあるが、中央小ではむしろこれまでの中央小の教育実践に重ね合わせることを重視した。たとえば先行事例では、ケガの件数をなくす取り組みが強調されていたが、中央小では子どもたちが安心して学ぶことのできる人間関係づくりも同じように重要であるとみなされた。中央小は、子どもたちが互いに認め合い支え合う関係を築くことに注力してきた学校であり、それをISSに重ね合わせたのである。

指標が中央小の教育にマッチしたものもある。指標4「ハイリスクのグループ・環境および弱者グループを対象としたプログラムがある」は、障がいがある仲間や低学年の子どもたちにとってこの学校は安全なのか、自分たちのまちは「弱者」にとって安心安全なまちといえるのかを学ぶ実践に結び付いた。たとえば、支援学級（杉の子）児童、低学年児童学校での安全を図るために、ISS委員会の児童が校内を調査し「校内安全マップ」を作成した。また、妊娠した学級担任を守るため、廊下の中央に手作りのコーンを置き、廊下を走らないように促したりもした。これは人権教育を教育活動の基盤に据える中央小としては受容しやすい指標であったと思われる。

第三中学校区のISS認証に向けた取り組みは、自分たちの学校を誰にとっても安心して安全な場所にしていこうと感じ・考え・行動することを

めざしていった。なかでも、特に「誰にとっても」にこだわるのが、同和教育・人権教育を大切にする松原三中校区の独自性となった。元気いっぱいの子どもたちには安全であっても、様々なハンディキャップを持つ人、高齢者にとってこの学校は安全だろうか。また、たとえば教室で交わされる言葉は、性的マイノリティの子どもたちにとって安心できるものだろうか。他者の境遇に思いをはせること、そこに人権教育とセルフスクールの融合をみることができると。

3) 子どもの主体的活動の深化

ISSが中央小の学校づくりを深化させた点としては、子どもたちの主体的な活動の深化が挙げられる。「安心安全」をキーワードに自分たちの学校や自分たちの町といった物理的環境を見つめなおしたり、友だちとの人間関係を振り返ったりすることができた。ISS校区子ども会議を設置し、中央小の子どもたちは、中学生の姿に学びながら自分たちの学校で、学校の一員として安心安全な学校づくりにむけて何ができるのか考えていった。学校安全マップ、校区安全マップ、安心・安全をテーマにした劇の制作など子どもたちは積極的に活動し、学校外に発信していく機会も多く得た。ISSに取り組むことで、子どもたちの活躍の場が増え、子どもたちに「やればできるんだ」という自信をつけさせることにつながっている。そしてこれは「自分たちの(取り組むべき)活動なんだ!」という「オーナーシップ」が育まれている。

ISSに取り組んだことで、第三中学校区の人権教育は、人権を「教える」というより、活動するなかで感じ考え「学ぶ」という意味合いが強くなってきている。私は、地域社会の一員として学び育ち、将来の社会を担い・創っていく教育を市民性教育と位置づけ、その重要性を指摘してきた。ISSで児童生徒の「オーナーシップ」を育もうとする第三中学校区の取り組みは、市民性を「教える」市民性教育ではなく、活動するなかで感じ考え「学ぶ」市民性の学習と言えるのではないだろうか。

オランダの教育学者ガート・ピースタは、「よい」とされる市民性を「教える」市民性教育が「社会化」の市民性教育であるのに対し、民主主義を学校内外で学び、社会問題を解決するの

に力を発揮する過程で市民性を獲得していく市民性教育を「主体化」の市民性教育と呼んでいる（ピースタ、訳書、2014）。ピースタの言う「主体化」の市民性教育こそ、現在の松原の人権教育を言い表す言葉かもしれない。「人権を大切にせよ」とか「差別を許すな」と教えるというよりは、人権が大切であること、差別は許せないものであることを主体的な活動の中で学び取っていくのである。そして教師をはじめとした大人たちは、子どもたちが主体性を発揮できる環境（人間関係も含めた）を整えることが求められている。

4) 市民性の格差

「主体化」の市民性教育は、定められた内容を教師が教えるのではなく、子どもたちの自主性を生かして学びを深めていく。こうした教育方法は、一般的に家庭背景による格差を生じさせやすいと指摘されている。教師の「教え込み」のほうが、学力格差を生みにくい側面もあるのだ。そうすると、「主体化」の市民性教育でよりよく学べるのは、勉強のできる子、学習意欲の高い子、家庭背景に恵まれた子たちであって、「しんどい」背景を持った子どもたちには、ドリルなど反復学習のほうが適しているという考え方も出てくることになる。市民性教育に関していえば、地域の問題解決に頭を使って考える学習は学力の高い子のものであって、学力の低い子

は、頭を使わない地域貢献（ボランティア）活動や礼儀正しさや思いやりといった狭義の道徳性を育むのが適しているといった考え方である。

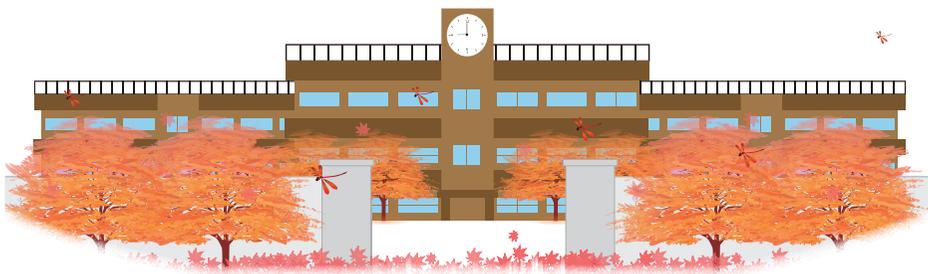
しかし、松原第三中学校区のISS実践が示しているのは、教え込みの一斉授業では学びに向かうことが難しい子どもたちが、地域の大人に出会い、教師やクラスの仲間とつながることで、真に学ぶべき課題に出会い、問題解決に向かう姿である。すべての子どもたちが深い学びに向かうことができる授業づくりのために、地域や仲間の力は不可欠ではないだろうか。「感じ考え行動する」市民性をすべての子どもたちに保障しようとする松原第三中学校区を、日本の人権教育をリードする校区の一つとして、これからも注目していきたい。

（本稿は、志水宏吉ほか編『未来を創る人権教育－松原からの発信』（仮）明石書店（近刊）所収の拙稿「学校教育を通じて社会を変える」の一部を再構成しています。興味のある方は、同書をお読みいただくと幸いです。）

参考文献

ガート・ピースタ著、上野正道ほか訳 2014『民主主義を学習する：教育・生涯学習・シティズンシップ』勁草書房

（文学部教授）



書評

小林昌之編

『アジアの障害者のアクセシビリティ法制 —バリアフリー化の現状と課題—』

(アジア経済研究所 2019年3月)



評者：姜博久

本書は、アジア経済研究所（IDE-JETRO）が2016～2017年に実施した「アジアにおける障害者のアクセシビリティ法制」研究会の報告であり、これまで同研究所で取り組まれた雇用、教育に関するアジア諸国の障害者法制に次ぐ成果報告である。

21世紀に入って、国連の障害者権利条約によって各国各地域では障害者施策が大きく展開を見せているが、本書では、韓国、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、インドのアジア諸国のアクセシビリティ法制が取り上げられており、本研究室障害研究班の浅野宜之政策創造学部教授が第6章でインドを担当されている。

本書において改めてアクセシビリティの課題に焦点を当てることになった理由は、障害者の雇用や教育の目的を達成するためには、当該社会の成員が当たり前利用している公共の設備やサービスが利用できなければならないという前提条件に改めて向き合わざるを得なかったからである。障害者権利条約においてアクセシビリティが一般原則に含まれ、国連の障害者権利委員会から第2号として早期に一般意見が示されたのも、その重要性ゆえであった。

本書の対象とするアクセシビリティは、建築物や道路設備、公共交通機関等の物理的側面と手話や点字といった言語や標識等の情報文化的側面の障壁除去を内容とする（ただし、各章で取り上げられる課題の重心には差がある）。

6カ国とも、アクセシビリティ法制については、それぞれの国情による違いや独自性を見せつつも、各々幾多の課題が指摘されている。評者は、この6カ国の現状と課題から改めて日本のアクセシビリティを捉え直せるとしたらと考えながら読ませてもらった。韓国では、事業者に対するバリアフリーの認証という独自の制度がある一方で、バリアフリー基準の具体的規定

が法文化されていることで社会の変化への対応に柔軟性がかけるとの課題、国家人権委員会に申し立てられたケース数が多いこと（第1章：崔榮繁）。中国における移動権の法規上の非承認、都市と農村の格差の是認、法制実施上の責任主体の曖昧さ（第2章：小林昌之）。ベトナムの政府主導による施策実施がもたらした形式的バリアフリーの非有効性（第3章：上野俊行）。タイにおける法制定と省令や施行規則実施の時間的遅延、その行政的不作為と法的根拠を求める当事者による裁判事例（第4章：西澤希久男）。フィリピンの新大統領政権下で予想外に進む省庁間連携、障害者問題への取り組みが政治家の人気取りとなっている側面（第5章：森壯也）等。それぞれに興味は尽きなかったし、同じアジアの国々の現状と課題がけっして他人事ではない問題を提示していると考えさせられた。日本については序章に編者による言及があるが、各章の課題から日本の課題をリンクさせるところまでの考察が欲しかったと言える贅沢だろうか。

なお、本学の浅野宜之教授による第6章のインドについて言えば、2016年障害者法の制定過程と、政府によるアクセシブル・インディア・キャンペーンの成果とその監査結果をめぐって提訴されたラジブ・ラトリ裁判によってもたらされた最高裁判決の指令は興味深い部分であった。評者としては、障害者法の草案から法律制定過程の、とくに2016年制定前の2014年法案に対する障害当事者団体の意見を踏まえた国会の委員会報告の変化について、いま少し詳細なところを示して欲しかったことと、最高裁判決による行政施策への強制力の社会的な影響力（当事者の取り組みや市民意識など）を知りたいと思ったが、それらも今後の研究成果によって明らかにされることを期待したい。

(委嘱研究員)

新研究員紹介



内田 龍史

2019年度より社会学部社会学専攻教員として着任し、さらには人権問題研究室の研究員として、部落問題研究班に参加させていただく

ことになりました。

私はこれまで、現代日本社会におけるマジョリティとマイノリティ間の「共生」関係を可能とする条件の析出を目指して、社会学的な観点から、①部落問題を中心とした差別と共生をテーマとするマイノリティ研究、②低階層出身者の労働・生活様式と「社会的排除-包摂」に関する研究を重ねてきました。さらに近年は、③東日本大震災の被災地域において、災害が地域社会に与える影響と、地域コミュニティの復興と地域活性に関する研究を進めてきました。

①については、主に現代の部落問題を事例として、「日本社会」におけるマイノリティとマジョリティの関係に関する中範囲の理論を構築するための実証的研究を重ねてきました。マイノリティである被差別部落出身者と、マジョリティ「日本人」との関係を把握し、互いに排他的でない対等な関係を形成する条件を析出することは、「日本社会」における共生社会の実現に向けて、実践的な意味を持つと考えたからです。

分析の手がかりとしてきたのは、博士論文の指導教官である谷富夫らによるエスニック関係論です。これらにもとづき、部落一部落外の社会関係（「日本社会」における「社会的排除」の

メカニズム）ならびに「部落民」アイデンティティ（集団形成のメカニズム）について、質的・量的調査をもとに、部落（民）アイデンティティが顕在化しつつ良好な関係を形成するための「接触理論」の重要性を指摘するなど、各種の成果をあげてきました。この10年ほどは、編著『部落問題と向きあう若者たち』（解放出版社、2014年）に代表されるように、被差別部落にルーツを持つことをカムアウトしている若者たちへのインタビューを実施しています。

②については、現代社会における差別と「社会的排除」のメカニズムを解明する実証的研究を深化させるために、部落出身者、児童養護施設・児童自立支援施設経験者や、貧困状況にある人々の労働・生活様式を、ジェンダーの視点などから明らかにする研究を行い、政治的・経済的な支援のみならず、彼/彼女らを包摂へと導く社会的ネットワークの重要性や、肯定的なアイデンティティ形成のためのプロセス・方法などについて検討を行ってきました。

③については、東日本大震災直後の2011年4月に前任校である尚絅学院大学（宮城県名取市）に赴任したことを契機として、災害が地域社会に与える影響と、仮設住宅住民の暮らし、将来展望やコミュニティのありかた、住民の復興感など、復興過程に関する研究を実施してきました。

今後は、これら①～③の研究を総合化し、被災・被害・差別などの負の体験を、次世代の未経験者に継承・伝承するための方法に関する比較研究にも取り組んでいく予定です。よろしくお願いたします。

（社会学部教授）



北村 由美

今年度5月より人権問題研究室障害研究班の研究員に加えていただきました。

私は臨床心理専門職大学院に所属しており、臨床心理士・公認心理師の養成を行うとともに、自身も心理臨床に携わっております。

これまで、人々の福祉的問題や発達上の問題

を軽減するために、臨床心理学的に取り組むことが有用と考え、研究を進めて参りました。臨床心理学の中でも、児童福祉領域、小児保健領域、発達心理領域を専門としており、特に虐待等により社会的養護の対象となる子どもと保護者、発達障害のある子どもと保護者に関わっております。そこでは、その子らしく育ていく権利を保障されていない多くの子どもたちに出会いました。また、幼くて自分を守る術を持たず、誰かに守ってもらわなければ生きられない子どもたちが、大人の都合でその生きる権利を脅かされていることもありました。生まれてき

たことは偶然でも生きることは必然なのに、その生きていく道のどれほど過酷なことか。そのような子どもたちに出会うたびに、彼らが自分らしく育つために自身の専門である福祉臨床心理学・発達臨床心理学は何ができるのかを考えました。

そもそも私が人の心について学ぼうと思ったのは、小学校2年生の時にホームレスの方をお見かけしたのがきっかけかもしれません。それまで出会ったことのない風貌の方に私は驚き、母に「あのおじちゃんはどうしたの」と尋ねました。母は困惑し、ずいぶん時間をかけて「あのおじちゃんは一生懸命頑張ったけど、うまくいかなかったのかな」と答えました。幼かったけれど、私はその時、人はみな同じではないのだということを知りました。子どもが心理学を学ぼうと思うことはあり得ませんが、その光景が目には焼き付いて離れませんでした。学部、大学院博士前期課程で発達心理学・臨床心理学を

学び、博士後期課程で社会福祉学を学んだのも、人がみな同じではない理由の一部が社会にあり、人が幸せに生きていくためには、こころのケアとともに環境や生活を整えることが重要であると考えたからです。

2017 (H29) 年春学期に、関西大学研修員として他大学で研究する機会に恵まれ、社会的養護に関する研究をさせていただいてから、子どものかかえる心理的問題を解決するためには、子どもの権利をしっかりと守ることが大切であることを再認識いたしました。そこで、現在は、同年に、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の子どもに与える影響、および、児童福祉領域における心理職の役割について研究を進めております。しかし、この研究はまだ道半ばでございます。先生方にはご指導ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

(心理学研究科 (専門職学位課程) 教授)



堀 あきこ

本年度より人権問題研究室ジェンダー研究班に参加させていただくことになりました。

私はジェンダーとセクシュアリティに関する研究をしています。研究のスタートは、女性が作り、女性が楽しむ男性同士の性愛の物語であるBL (ボーイズラブ) マンガについてでした。社会人経験を経てからのスタートと、とても遅かったこと、その頃はまだBLは研究している方も少なく手探りであったこと、LGBTという言葉が今ほど知られておらず、男性同性愛者だけでなく、多様で複雑なセクシュアリティのキャラクターが登場するBL作品を説明するのに苦労したことなどが思い出されます。その後、大学院では、ジェンダーやセクシュアリティを専門とする方が多いゼミに入り、たくさんの知識を得ることが出来ました。

BL研究は続けていますが、関心は視覚文化へと広がり、現在は、CMや、広報における「萌え絵」と呼ばれるイラストの女性表象と、それに対する異議申し立ての状況についての考察を重ねています。メディアとジェンダー研究では、女らしさのステレオタイプや性別役割を前提とする女性イメージ、女性の性的な描写などが問

題とされてきましたが、こうした問題点は現在も変化していないように思えます。しかし、「萌え絵」への批判は独特の表現方法という文脈への注意が必要だと考えられます。また、ネットの普及によって、女性たちの異議申し立てはこれまでにない形で現れるようになったことも新しい変化です。フェミニストを名乗る若い女性が増え、さまざまなメディアを用いて性差別が語られるようになったことは、とても興味深い現象だと感じています。

しかし、女性差別に抗議するフェミニストが目立つようになってきた一方、女性による性差別も目立っています。LGBTを「生産性」という言葉で差別的に語る国会議員や、「慰安婦」問題を否定する著名人、そして、2018年7月のお茶の水女子大学のトランス女性の入学受け入れ声明をきっかけに、ネット (主にツイッター) では、フェミニストを名乗る女性たちによるトランス女性への差別・排除発言が見られるようになってきました。これまで、トイレなどの女性専用スペースで性被害があったことを理由に、トランス女性を男性身体を持つ者と規定し、排除しようとする主張です。意図的に、本人が望まない性別で名指したり語ったりすることはミスジェンダリング (誤った性別割り当て) と呼ばれる差別です。この差別の根底には、人をジェンダーでなく、生物学的性別だけで捉える思考があります。これは、ジェンダーやセクシュア

リティ、クィアスタディーズの知見にも、多様な性や身体のあり方を認めようとする考えにも相反するもので、研究者として批判していく必要を痛切に感じています。

今後はさらに人権問題を深く学び、こうした課題に取り組む研究に励みたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(非常勤研究員)

2019年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場・時間
97	5月24日(金)	部落差別とアイデンティティ	内田龍史 (社会学部教授)	尚文館 マルチメディア AV大教室 (予定) 午後1時～ 午後2時30分
98	6月28日(金)	学校における「食マイノリティ」 -「インクルーシブ」な学校給食は 可能なのか-	山ノ内裕子 (文学部教授)	
99	10月25日(金)	生活支援機器の進化と実践に関する 問題点(仮題)	倉田純一 (システム理工学部准教授)	
100	11月22日(金)	セクシュアリティ・スタディーズ: 入門から現状まで(仮題)	守 如子 (社会学部教授)	

編集後記

今号では、人種・民族問題研究班の宮本研究員と部落問題研究班の若槻研究員から寄稿いただいた。

また、書評では障害研究班の姜研究員から『アジアの障害者のアクセシビリティ法制』が紹介された。アクセシビリティの推進は非常に重要な課題である。関西大学が主催に加わっている「地方の時代」映像祭でも、この1年、アクセシビリティに関わる主題を取り上げてきた。昨年11月の「地方の時代」映像祭ワークショップでは、度重なる災害をうけ、「災害と障害者」を主題に、「誰も取り残されないために、メディアはどのように災害情報を伝えたら良いのか」を考察した。また、今年6月の映像祭フォーラムでは、聴覚障害者の映像祭「さかの映像祭」の作品と、聴覚障害者のための放送局「目で聴くテレビ」の活動を取り上げた。筆者もこのイベントに参加したのだが、情報アクセシビリティの重要性を考える良い機会となった。

今年度は3名の新しい研究員を迎えてのスタートとなった。各研究員には多彩な研究活動を紹介いただいた。人権問題研究室に新たな風を吹き込んでくれることを期待したい。

(守 如子)

関西大学人権問題研究室室報 第63号
2019年9月30日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>